明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（二八）　一〇
○成年後見制度の利用の促進に関する法律（二九）　五

〔政　令〕
○刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一九八）　一四
○刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一九九）
○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令（二〇〇）　一六
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（二〇一）

〔省　令〕
○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令（財務四〇）　一六
○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九三）

〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一〇一九）　二三
○西表石垣国立公園の公園区域を変更する件（環境四八）　二七
○西表石垣国立公園の公園計画を変更する件（同四九）　二九
○西表石垣国立公園の特別地域の区域を変更する件（同五〇）　二九
○西表石垣国立公園の特別保護地区の区域を変更する件（同五一）　三〇
○西表石垣国立公園の海域公園地区を指定する件（同五二）　三〇
○西表石垣国立公園の海域公園地区の区域を変更する件（同五三）　三〇
○自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件（同五四）　三〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人土木研究所の役員の任命の公表、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四四
会社その他
会社決算公告　四五

本号で公布された法令のあらまし

◇戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（法律第二八号）（厚生労働省）

一　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正関係

1　戦傷病者等の妻に対する特別給付金の新規支給

㈠　平成二三年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者であって、当該戦傷病者等が平成二八年四月一日において増加恩給等を受けているものに、額面一五万円（当該戦傷病者等の障害の程度が軽症である場合は、額面七万五、〇〇〇円）、五年償還の国債を支給することとした。（第一条及び附則第三条関係）

㈡　平成二八年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者であって、当該戦傷病者等が平成三三年四月一日において増加恩給等を受けているものに、額面一五万円（当該戦傷病者等の障害の程度が軽症である場合は、額面七万五、〇〇〇円）、五年償還の国債を支給することとした。（第二条及び附則第六条関係）

2　戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給

㈠　改正前の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であって、当該戦傷病者等が平成二八年四月一日において増加恩給等を受けているものに、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて額面五〇万円、四五万円又は三〇万円（当該戦傷病者等の障害の程度が軽症である場合は、額面二五万円、二二万五、〇〇〇円又は一五万円）、五年償還の国債を支給することとした。（附則第二条関係）